

垂直積雪量

【令和 8 年 4 月 1 日 施行】

彦根市建築基準法等施行細則(平成 11 年 6 月 25 日規則第 41 号)

(多雪区域等)

第 9 条の 3 政令第 86 条第 2 項ただし書の規定により市長が指定する多雪区域は、第 3 項に規定する垂直積雪量が 1 メートル以上の区域とする。

2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上としなければならない。

3 政令第 86 条第 3 項の規定により市長が規則で定める数値は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる垂直積雪量の数値とする。

区域		垂直積雪量
1 武奈町および男鬼町		1.5 メートル以上
2 中山町、善谷町、 莊巖寺町、仏生寺町 および笹尾町	(1) 次に掲げる路線の中心線から東側の区域 ア 市道中山道線(米原市との行政界から市道下 矢倉仏生寺線との合流点までの区間に限る。) イ 市道下矢倉仏生寺線(市道中山道線との合流 点から県道水谷彦根線との合流点までの区間に限 る。) ウ 県道水谷彦根線(市道下矢倉仏生寺線との合 流点から多賀町との行政界までの区間に限る。)	1.0 メートル以上
	(2) (1)以外の区域	0.75 メートル以上
1 および 2 以外の区域		0.75 メートル以上